

歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表

- (1) 京都市歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表 --- P. 1～P. 2
- (2) 奈良市歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表 --- P. 3～P. 4
- (3) 鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表 --- P. 5～P. 6
- (4) 天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表 --- P. 7～P. 8
- (5) 奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表 --- P. 9～P. 10
- (6) 明日香村歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表 --- P. 11～P. 12
- (7) 大津市歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表 --- P. 13～P. 14

○京都市歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表

変更（案）	現行
<p>八世紀の末、桓武天皇が長岡よりこの地に遷都し、政治の中心となるとともに、王朝文化の華が開いた。</p> <p>首都として千有余年の間繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これらの歴史的資産の大半は山麓に集中し、東山、西山、北山等を背景にして、恵まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。</p> <p>一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項</p> <p>1) 歴史的風土保存区域内における行為の規制</p> <p>歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>2) 歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等</p> <p>国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。</p> <p>関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存等に資する農林業体験活動や自然環境学習等への利活用を促すものとする。</p>	<p>八世紀の末、桓武天皇が長岡よりこの地に遷都し、政治の中心となるとともに、王朝文化の華が開いた。</p> <p>首都として千有余年の間繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これらの歴史的資産の大半は山麓に集中し、東山、西山、北山等を背景にして、恵まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。</p> <p>一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項</p> <p>歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等及びこれらと一体となる自然的環境の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p>

変更（案）	現行
<p><u>3) その他歴史的風土の維持保存に関する事項</u></p> <p><u>歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するため、必要に応じ、樹林の間伐、下草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を行うものとする。</u></p> <p><u>関係地方公共団体は、古都における良好な景観の形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をなしで良好な景観を形成している区域について、必要に応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せて活用するものとする。</u></p> <p>二・三・四 (略)</p>	<p>二・三・四 (略)</p>

○奈良市歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表

変更（案）	現行
<p>八世紀の始め、飛鳥藤原宮より平城京に遷都後、都市としての形態を整えた奈良は、その後大社寺を中心には繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これら資産の大半は、東・西・北方のなだらかな丘陵地を背景に自然的環境と一体をして特色のある歴史的風土を形成している。</p> <p>一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項</p> <p>1) 歴史的風土保存区域内における行為の規制</p> <p>歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類および規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2) 歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等</p> <p><u>国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。</u></p> <p><u>関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存等に資する農林業体験活動や自然環境学習等への利活用を促すものとする。</u></p>	<p>八世紀の始め、飛鳥藤原宮より平城京に遷都後、都市としての形態を整えた奈良は、その後大社寺を中心には繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これら資産の大半は、東・西・北方のなだらかな丘陵地を背景に自然的環境と一体をして特色のある歴史的風土を形成している。</p> <p>一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項</p> <p>歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類および規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

変更（案）	現行
<p><u>3) その他歴史的風土の維持保存に関する事項</u></p> <p><u>歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するため、必要に応じ、樹林の間伐、下草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を行うものとする。</u></p> <p><u>関係地方公共団体は、古都における良好な景観の形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をなしで良好な景観を形成している区域について、必要に応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せて活用するものとする。</u></p> <p>二・三・四 (略)</p>	<p>二・三・四 (略)</p>

○鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表

変更（案）	現行
<p>十二世紀の末、源頼朝が天然の険要の地として武家政治の基礎を築いた鎌倉は、政治の中心として繁栄し、鎌倉及び室町時代を通じ、文化の枢要地として発展し、現代に至るまで数多くの歴史上重要な文化的資産を伝えている。</p> <p>これらの資産の大半は、背後丘陵の自然的環境と一体をなして特色のある歴史的風土を形成している。</p> <p>一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項</p> <p>1) 歴史的風土保存区域内における行為の規制</p> <p>歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2) 歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等</p> <p>国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。</p> <p>関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存等に資する自然環境学習等への利活用を促すものとする。</p>	<p>十二世紀の末、源頼朝が天然の険要の地として武家政治の基礎を築いた鎌倉は、政治の中心として繁栄し、鎌倉及び室町時代を通じ、文化の枢要地として発展し、現代に至るまで数多くの歴史上重要な文化的資産を伝えている。</p> <p>これらの資産の大半は、背後丘陵の自然的環境と一体をなして特色のある歴史的風土を形成している。</p> <p>一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項</p> <p>歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

変更（案）	現行
<p><u>3) その他歴史的風土の維持保存に関する事項</u></p> <p><u>歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するため、必要に応じ、樹林の間伐、下草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を行うものとする。</u></p> <p><u>関係地方公共団体は、古都における良好な景観の形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をなしで良好な景観を形成している区域について、必要に応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せて活用するものとする。</u></p> <p><u>また、急傾斜地等における土砂崩壊や落石の防止等の措置を講ずる際は、周辺の景観との調和に十分配慮するものとする。</u></p> <p>二・三・四 (略)</p>	<p>現行</p> <p>二・三・四 (略)</p>

○天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表

変更（案）	現行
<p>八世紀の初め、飛鳥藤原京より平城京に遷都するまで、この地域は長期にわたりわが国古代の政治、文化の中心として繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。</p> <p>これらの資産の大半は東、南の山陵を背景にまた、これをとりまく田園の自然的環境と一体をなして特色ある歴史的風土を形成している。</p> <p>一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項</p> <p><u>1) 歴史的風土保存区域内における行為の規制</u></p> <p>歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>2) 歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等</u></p> <p><u>国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。</u></p> <p><u>関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存等に資する農林業体験活動や自然環境学習等への利活用を促すものとする。</u></p>	<p>八世紀の初め、飛鳥藤原京より平城京に遷都するまで、この地域は長期にわたりわが国古代の政治、文化の中心として繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。</p> <p>これらの資産の大半は東、南の山陵を背景にまた、これをとりまく田園の自然的環境と一体をなして特色ある歴史的風土を形成している。</p> <p>一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項</p> <p>歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

変更（案）	現行
<p><u>3) その他歴史的風土の維持保存に関する事項</u></p> <p><u>歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するため、必要に応じ、樹林の間伐、下草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を行うものとする。</u></p> <p><u>関係地方公共団体は、古都における良好な景観の形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をなし良好な景観を形成している区域について、必要に応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せて活用するものとする。</u></p> <p>二・三・四 (略)</p>	<p>二・三・四 (略)</p>

○奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表

変更（案）	現行
<p>六世紀から七世紀の初めにかけて、聖徳太子がこの地において数々の政治上の業績を残し飛鳥時代の文化がさかえ、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これらの歴史的資産は矢田山系を中心とした周辺の自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。</p> <p>一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項</p> <p>1) 歴史的風土保存区域内における行為の規制</p> <p>歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類および規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2) 歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等</p> <p><u>国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。</u></p> <p><u>関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存等に資する農林業体験活動や自然環境学習等への利活用を促すものとする。</u></p>	<p>六世紀から七世紀の初めにかけて、聖徳太子がこの地において数々の政治上の業績を残し飛鳥時代の文化がさかえ、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これらの歴史的資産は矢田山系を中心とした周辺の自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。</p> <p>一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項</p> <p>歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類および規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>

変更（案）	現行
<p><u>3) その他歴史的風土の維持保存に関する事項</u></p> <p><u>歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するため、必要に応じ、樹林の間伐、下草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を行うものとする。</u></p> <p><u>関係地方公共団体は、古都における良好な景観の形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をなしで良好な景観を形成している区域について、必要に応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せて活用するものとする。</u></p> <p>二・三・四 (略)</p>	<p>二・三・四 (略)</p>

○明日香村歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表

変更（案）	現行
<p>奈良県高市郡明日香村（以下「明日香村」という。）は、大化の革新を経て我が国の律令国家体制が初めて形成された時代の政治の中心的な地域であるとともに、飛鳥文化が開花した時代の舞台となった地域である。このため、明日香村の全域にわたって宮跡、寺跡、古墳等の遺跡、万葉集にうたわれた著名な地形・地物等の重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、これらが周囲の環境と一体をなして、他に類例を見ない極めて貴重な歴史的風土を形成している。この極めて貴重な歴史的風土の中において住民生活が営まれていることにかんがみ、歴史的風土の保存と住民生活の安定及び農林業等産業の振興との調和に十分配意しつつ、明日香村における歴史的風土が将来にわたっても良好に保存されるようにこの計画を定めるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 一から五までに掲げるもののほか、歴史的風土の維持保存に関し特に必要と認められる事項</p> <p><u>1)</u> 一から五までに掲げるもののほか、明日香村の歴史的風土の維持保存を図るため、特に次の事項に配意するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 国は、明日香村における歴史的風土及び文化財の保存及び活用に資するため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の整備を進めるものとする。</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 国、奈良県及び明日香村は、<u>古都</u>飛鳥保存財団の協力を得て、遺跡等に対して国民が史実に基づいた正しい理解を深めるとともに、明日香村の歴史的風土及び文化財の保存並びに農林業の維持振興に対して明日香村を訪れる人々の積極的な協力が得られるよう、努めるものとする。</p> <p><u>2) 歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等</u></p> <p><u>国、奈良県及び明日香村は、地域住民、企業、その</u></p>	<p>奈良県高市郡明日香村（以下「明日香村」という。）は、大化の革新を経て我が国の律令国家体制が初めて形成された時代の政治の中心的な地域であるとともに、飛鳥文化が開花した時代の舞台となった地域である。このため、明日香村の全域にわたって宮跡、寺跡、古墳等の遺跡、万葉集にうたわれた著名な地形・地物等の重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、これらが周囲の環境と一体をなして、他に類例を見ない極めて貴重な歴史的風土を形成している。この極めて貴重な歴史的風土の中において住民生活が営まれていることにかんがみ、歴史的風土の保存と住民生活の安定及び農林業等産業の振興との調和に十分配意しつつ、明日香村における歴史的風土が将来にわたっても良好に保存されるようにこの計画を定めるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 一から五までに掲げるもののほか、歴史的風土の維持保存に関し特に必要と認められる事項</p> <p>一から五までに掲げるもののほか、明日香村の歴史的風土の維持保存を図るため、特に次の事項に配意するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 国は、明日香村における歴史的風土及び文化財の保存及び活用に資するため、国営飛鳥歴史公園の整備を進めるものとする。</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 国、奈良県及び明日香村は、飛鳥保存財団の協力を得て、遺跡等に対して国民が史実に基づいた正しい理解を深めるとともに、明日香村の歴史的風土及び文化財の保存並びに農林業の維持振興に対して明日香村を訪れる人々の積極的な協力が得られるよう、努めるものとする。</p>

変更（案）	現行
<p><u>他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。</u></p> <p><u>奈良県及び明日香村は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存等に資する農林業体験活動や自然環境学習等への利活用を促すものとする。</u></p> <p><u>3) その他歴史的風土の維持保存に関する事項</u></p> <p><u>歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するため、必要に応じ、樹林の間伐、下草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を行うものとする。</u></p> <p><u>奈良県及び明日香村は、古都における良好な景観の形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をして良好な景観を形成している区域について、必要に応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せて活用するものとする。</u></p>	

○大津市歴史的風土保存計画変更（案）新旧対照表

変更（案）	現行
<p>大津市は、八世紀に石山寺、比叡山寺（後の延暦寺）、園城寺などの寺院が相次いで創設され、平安時代以降仏都として栄えるとともに、後の中世仏教の指導者を数多く輩出するなど、今日までわが国の仏教文化の中心地として繁栄してきた。また、七世紀中頃に天智天皇が遷都した近江大津宮は、律令国家体制への転換を象徴する都であり、わが国の歴史上重要な地位を占めている。市内にはこれらに関連する数多くの社寺や史跡が存し、歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。</p> <p>これらの歴史的資産の大半は、比叡山から長等山、音羽山、さらに伽藍山へと西方に連なる山並みの恵まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。</p> <p>一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項</p> <p>1) 歴史的風土保存区域内における行為の規制</p> <p>歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等、歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2) 歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等</p> <p>国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。</p> <p>関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自</p>	<p>大津市は、八世紀に石山寺、比叡山寺（後の延暦寺）、園城寺などの寺院が相次いで創設され、平安時代以降仏都として栄えるとともに、後の中世仏教の指導者を数多く輩出するなど、今日までわが国の仏教文化の中心地として繁栄してきた。また、七世紀中頃に天智天皇が遷都した近江大津宮は、律令国家体制への転換を象徴する都であり、わが国の歴史上重要な地位を占めている。市内にはこれらに関連する数多くの社寺や史跡が存し、歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。</p> <p>これらの歴史的資産の大半は、比叡山から長等山、音羽山、さらに伽藍山へと西方に連なる山並みの恵まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。</p> <p>一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項</p> <p>歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等、歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

変更（案）	現行
<p><u>然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存等に資する農林業体験活動や自然環境学習等への利活用を促すものとする。</u></p> <p><u>3) その他歴史的風土の維持保存に関する事項</u></p> <p><u>歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するため、必要に応じ、樹林の間伐、下草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を行うものとする。</u></p> <p><u>関係地方公共団体は、古都における良好な景観の形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をなし良好な景観を形成している区域について、必要に応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せて活用するものとする。</u></p> <p>二・三・四 (略)</p>	<p>現行</p> <p>二・三・四 (略)</p>